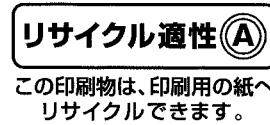


平成29年第四回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 藤 田 りょうこ



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



質問事項

一 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業について

一 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業について

東京都の2011年調査では、在宅人工呼吸器使用者数は842人であり、そのうち指定難病患者は417人、指定難病以外の人工呼吸器使用者は425人と、ほぼ半数になっています。

- 1 都はその後、同様の調査を実施しましたか？
- 2 調査はどのくらいの間隔で行う予定ですか？定期的に把握すべきと考えますが、都の見解を示してください。

在宅人工呼吸器使用者の増加は、取り扱いの簡便な在宅用人工呼吸器が普及したこと、診療報酬として算定可能になったことがその背景にあります。何よりも在宅医療を希望する患者とその家族の熱意が大きかったと思われます。

在宅で人工呼吸療法を続けることは、病院で行う以上に大きなリスクを伴います。したがって呼吸器を持って自宅へ退院する場合は、相当の準備が必要になります。各地での災害等の発生状況から、停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者にとって、予備電源の整備は緊急な課題です。

東京都は、2011年から2012年にかけて、難病であるか否かにかかわらず、在宅人工呼吸器使用者を対象とした在宅緊急時対応療養支援事業を行い、自家発電装置246件、吸引器589件という実績でした。その後、在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業と在宅人工呼吸器使用者療養支援事業に分かれましたが、

- 3 2013年度以降、在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業を活用して自家発電装置などを導入した方は何人ですか？そのための都の財政支出はいくらでしたか？
- 4 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業を2013年から開始し現在まで、ど

この自治体でこの事業を活用し、何の品目を何台導入し、利用者は何名ですか？その際、東京都の財政支出はいくらでしたか？

5 また、生命にかかる緊急性の高い自家発電装置の普及を、よりいつそう進めるべきと考えますが、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の活用実績について、都はどのように捉えていますか？

難病患者の避難計画については、当該の保健所保健師が関与して個別計画を作成しています。この際、担当の中心が明確なので業務もわかりやすく、滞ることなく作成ができます。

6 東京都の、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業を活用する際必要な、個別の支援計画は誰がどのように作成するのですか？

ある医療機関では、当該自治体に都の在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の活用が早急にできるよう求めていました。しかし、自治体では全体計画の作成が終わってから個別支援計画を作るスケジュールとしており、いつになるかは明らかになっていません。また、ある自治体では、難病患者については対応するが、難病以外の方については今後の課題、とした上で、地域防災計画に組み込む予定なし、としています。

7 東京都として、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の活用に際し、自治体の全体計画の作成は必要なものですか？

8 東京都としては在宅人工呼吸器使用者療養支援事業を普及するために、2016年10月各会計決算特別委員会第二分科会での事業に関する質疑以降、区市町村に対してどのように働きかけを行ってきましたか？また今後も、どのような働きかけや、指導を行う予定ですか？

在宅で安心して生活できるためには、人工呼吸器を使用しながら生活している方にとって、制度の違いは大きな格差だと感じています。

9 自家発電装置の助成制度が、難病とそれ以外で別々の制度になってい

る合理的理由は何ですか？制度を統一すべきと考えますが、都の見解をお示しください。

平成29年第四回都議会定例会

藤田りょうこ議員の文書質問に対する答弁書

質問事項

一 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業について

1 都の2011年調査では、在宅人工呼吸器使用者数は842人であり、そのうち指定難病患者は417人、指定難病以外の人工呼吸器使用者は425人と、ほぼ半数になっている。その後、同様の調査を実施したか伺う。

回 答

平成23年度に実施した「災害時の在宅人工呼吸器使用難病患者に係る人工呼吸器等実態調査」は、東日本大震災を受け、災害時における人工呼吸器使用者の停電への準備状況を確認することを目的として、緊急に実施したものであり、以降は同様の調査を実施していません。

在宅人工呼吸器使用者への支援は、避難行動要支援者対策の一環として区市町村が取り組んでおり、都は、区市町村が適切に支援できるよう、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」及び「災害時個別支援計画作成の手引」を策定し、人工呼吸器使用者の把握並びに平常時からの準備及び発災時の支援方法を示しています。

質問事項

一の2 調査はどのくらいの間隔で行う予定か。定期的に把握すべきと考えるが、都の見解を伺う。

回 答

災害対策基本法第49条の10第1項では、「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある

場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める」と規定されています。

在宅人工呼吸器使用者への支援は、区市町村が避難行動要支援者対策の一環として取り組んでおり、都は、そのための指針及び手引を策定し、区市町村に配布しています。

質問事項

一の3 2013年度以降、在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業を活用して自家発電装置などを導入した方は何人か。そのための都の財政支出はいくらだったか伺う。

回答 答

平成25年度から開始した在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業を活用し、医療機関を通じて自家発電装置等を無償貸与された難病患者は、平成28年度までに、117人となっており、都の支出は12,789,320円です。

質問事項

一の4 在宅人工呼吸器使用者療養支援事業を2013年から開始し現在まで、どこの自治体でこの事業を活用し、何の品目を何台導入し、利用者は何名か。その際、都の財政支出はいくらだったか伺う。

回 答

平成25年度に開始した在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の実績は、平成26年度に、新宿区が自家発電装置を3台導入し、利用者は3名で、都の支出額は152,000円となっています。

また、平成29年度に、新宿区から自家発電装置を4台導入し、利用者は6名とする事業計画で補助金の交付申請が出されており、内示額は203,000円となっています。

質 問 事 項

一の5 生命にかかる緊急性の高い自家発電装置の普及を、よりいっそう進めるべきと考えるが、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の活用実績について、都はどのように捉えているか伺う。

回 答

都は、東日本大震災を受け、緊急対策として、平成23年度及び平成24年度に、在宅療養患者の人工呼吸治療を実施する医療機関に対して、非常用電源装置等の整備を支援する在宅療養患者緊急時対応支援事業を実施し、自家発電装置246件、外付けバッテリー・無停電装置790件、吸引器589件等を整備しました。

都は、新たに在宅で人工呼吸器が必要となる患者など、非常用電源装置等が必要な方への支援が進むよう、今後とも、区市町村に対し、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の活用を働きかけていきます。

質問事項

一の 6 都の在宅人工呼吸器使用者療養支援事業を活用する際必要な個別の支援計画は誰がどのように作成するのか伺う。

回答 答

災害時個別支援計画は、在宅人工呼吸器使用者などの避難行動要支援者とその家族などが個別の状況に応じて災害時に適切な行動が取れるよう、区市町村が作成しています。

都が作成した「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」では、区市町村の障害福祉担当部署や保健担当部署等が、関係者（かかりつけ医、訪問看護師、介護専門支援員、ホームヘルパー等）と連携しながら、患者・家族を交えて、災害時個別支援計画を作成するよう示しています。

質問事項

一の 7 都として、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の活用に際し、自治体の全体計画の作成は必要なものか伺う。

回答 答

在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の補助要件は、「災害時の個別計画で、使用者が対象品目を準備する必要があることを確認できること」となっています。

質問事項

一の8 都としては在宅人工呼吸器使用者療養支援事業を普及するために、2016年10月各会計決算特別委員会第二分科会での事業に関する質疑以降、区市町村に対してどのように働きかけを行ってきたか。また今後も、どのような働きかけや指導を行う予定か伺う。

回 答

都は、区市町村に対して、包括補助に関する説明会等を通じ、在宅人工呼吸器使用者療養支援事業の周知を図っています。

また、次期東京都保健医療計画においても、在宅療養患者を支える地域の取組の促進について盛り込むこととしており、在宅人工呼吸器使用者に対する災害時個別支援計画の作成を区市町村に働きかけるなど、災害時の要支援者への支援体制の確保に向けた取組を進めています。

質 問 事 項

一の9 自家発電装置の助成制度が、難病とそれ以外で別々の制度になっている合理的理由は何か。制度を統一すべきと考えるが、都の見解を伺う。

回 答

在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置等の支援は、難病患者については、入院治療が必要となった重症難病患者に対する入院施設の確保及び受入れ体制等の整備を円滑に行うため、難病医療拠点・協力病院への医療機器の整備を推進する国の制度の一環として行われており、都は、独自に対象となる医療機関を拡大して実施しています。

難病患者以外については、区市町村が避難行動要支援者対策の一環として実施しており、都は区市町村の取組を包括補助で支援しています。